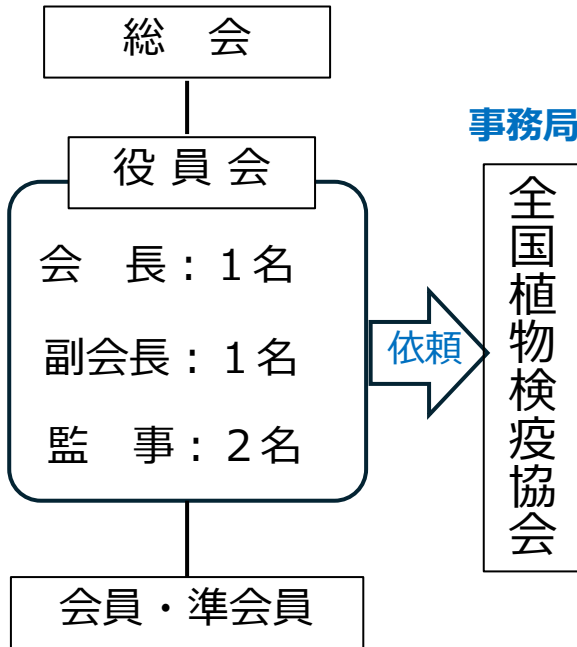


台湾等向け生果実輸出連絡協議会

本協議会は、日本産生果実（りんご、なし、もも、すもも）を台湾及びインドへ輸出するための検疫要件である「**輸出先国・地域の査察官による現地査察**」に効率的に対応するため、必要な情報交換及び連絡調整を行うことを目的とする。

1 体制



【事務局の役割】

- ・ 査察に係る連絡調整
- ・ 会計処理
- ・ 補助金申請の手続き 等

2 本協議会の構成

本協議会は「会員」と「準会員」から構成

- 会 員：生産施設の登録を取得する産地事業者
- 準会員：会員と連携して輸出に取り組む輸出事業者等

3 会費及び経費 ※原則、準会員は対象外

現地査察の前に会費及び査察費用を予め集金

- 会費：調整事務の委託に係る費用（全国植物検疫協会への入会費（賛助会員）を含む）
- 経費：現地査察に係る実費負担

会費：3万円

- ・ 査察調整を行う事務局への負担金等として使用
- ・ 台湾とインド、両査察を受ける会員は、特別会費として追加で1万円を負担

経費：実費負担

- ・ 査察に係る経費（旅費、日当、宿泊費等）として使用
- ・ 登録施設に応じて、会員から事前に集金
- ・ 集金額と査察実負担額の差額は、査察後に会員へ返還